

一時保護施設の設備・運営に関する基準条例(仮称)骨子案に対する府民意見募集の結果

- 1 意見募集期間 令和6年12月17日～令和7年1月7日
- 2 意見提出数 1個人1団体・9件
- 3 御意見・御提案の要旨とそれに対する京都府の考え方

整理 番号	項目	御意見・御提案の要旨	京都府の考え方
1	1 ④ 一時保護施設の一般 原則	「入所児童の権利に十分配慮」でも意味は理解できるが、例えば「権利保障」とするなど行政としての責務を明確にするべき。	今回制定する条例では、「一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。」と記載することとしておりますが、いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。
2	1 ⑤ 非常災害対策	「必要な設備」のみではあまりにも漠然としているので、「別に定めるところにより」（施行規則）などで規定することは必須であると考えた。	御意見については、運用に係る施行規則や要領への具体的な記載など、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
3	1 ⑨ 児童の権利擁護	一時保護を行うに当たっては子どもへの説明を行うこととなっているが、子どもへの一方的な説明ではなく、子どもの権利を擁護するために、独立した立場の子どもアドボケイト（意見表明等支援員）による傾聴や代弁などの支援の導入を望む。	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。
4	1 ⑨ 児童の権利擁護	入所児童に対し、その意見又は意向を尊重した支援を行うために、子どもアドボケイトの定期訪問・随時訪問が効果的と考える。	いただいた御意見に係る取組は、既に実施しているところです。

整理 番号	項目	御意見・御提案の要旨	京都府の考え方
5	1 ⑩ 児童の権利の制限	やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由を説明する際に、独立した立場の子どもアドボケイト（意見表明等支援員）による傾聴や代弁などの支援の導入を望む。	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。
6	2 ⑬ 夜間の職員配置	夜間の職員の位置づけが明確でなく、常勤の児童指導員や保育士のうち一名が、宿直ではなく勤務時間の振り替え等で夜間に交代で起居を共にするシステムにしてはどうだろう。	御意見については、職員体制を検討する際の参考とさせていただきます。
7	2 ⑭ 他の社会福祉施設と併せて設置するときの設備及び職員の基準	「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて当該一時保護施設の設備及び職員の一部を社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができること。」について、無制限の兼務を認めることとならないよう、「ただし、他の社会福祉施設の従事業務量と按分した後の職員数が国の基準を下回らないこと。」等の付言が必要と考える。	現在、他の社会福祉施設を併せて設置した一時保護施設は存在しませんが、御意見については今後の参考とさせていただきます。
8	3 ⑮ 一時保護施設内部の規程	入所児童の生活や権利に深くかかわる項目については、一定の指針（雛型）を用意すべきと考える。	御意見については、運用に係る施行規則や要領への具体的な記載など今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
9	附則② 設備に関する経過措置	現存する設備について、「従前の例による」がいつまでも認められるかのような印象を与えるため、「〇年〇月末日」まではと明示し、「従前の例による」の後に「が、可能な限り本則に定める基準を満たすよう努めなければならない」を付記してほしい。	現存する一時保護施設については、今回の設備基準は適用しないことから御意見の内容を付記することはできませんが、今後の施設運営の際の参考とさせていただきます。